

平成25年9月定例会 文教厚生委員会（事前）
平成25年9月19日（木）
〔委員会の概要 教育委員会関係〕

中山委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時38分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、松崎委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、9月12日に兵庫県健康福祉部健康局受動喫煙対策室を訪問し、受動喫煙の防止等に関する条例施行後の状況及び取組について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告しておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第2号）（資料①）
- 議案第29号 訴えの提起について（資料②）

【報告事項】

- 教育委員会の点検・評価について（資料③）
- 中学生・高校生の夏季全国大会での活躍について（資料④）

佐野教育長

9月定例会県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成25年度9月補正予算案と、開会日での先議をお願いいたしております訴えの提起でございます。

それでは、お手元に配布いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の一番下の段の計欄に記載いたしておりますとおり、1億1,190万7,000円の増額をお願いするものであり、この結果、平成25年度一般会計予算の総額は、812億3,982万6,000円となっております。

なお、補正額の財源内訳につきましては、計欄の上段に括弧書きで記載いたしておりますとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

課別の主要事項でございますが、その主な事項につきまして、順次、御説明申し上げます。

まず、施設整備課でございます。

高等学校費における学校建設費の①高校施設整備事業費といたしまして、アの一般維持修繕費では、鳴門渦潮高校ほか2校における改修工事等を実施する経費として、4,500万円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

学校政策課でございます。

教育指導費の①学校教育振興費におきまして、国等の調査研究事業である6事業分で、計2,403万円を計上しております。

ウの小中一貫教育「徳島モデル」調査研究事業は、人口減少社会に対応した教育のあり方を検討するため、地域に分散する複数の小中学校を連携させて運用するチェーンスクールや、同一敷地内にある小中学校や福祉施設等が一体で行政サービスを提供するパッケージスクールなどの徳島モデルによる小中一貫教育の推進体制、手法について、調査研究を行うものでございます。

オの海外における商業教育システム構築支援事業は、カンボジアにおける学校運営を技術的に支援するとともに、本県のグローバル人材の育成を図るため、徳島商業高等学校が持つ商品開発等の商業教育の伝授や、ICTを活用した生徒間交流を行うものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

特別支援教育課でございます。

教育指導費の①特別支援教育振興費におきまして、アの特別支援教育推進事業では、就学先の決定のための教育相談や支援体制の構築、並びに地域住民等への発達障害に対する理解、啓発を行う経費として、380万円を計上いたしております。

6ページをお開きください。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の①学校安全管理指導費におきまして、アの通学路安全推進事業では、通学路安全対策アドバイザーによる指導助言から、より効果的な安全対策となるよう改善を行うなどの取組といたしまして、93万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、開会日におきまして、先議をお願いいたしております、その他の議案等といたしまして、訴えの提起についてでございます。

お手元に配布いたしております文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

徳島県奨学金の返還を求めた支払督促の申立てを行ったところ、4名から督促異議の申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行することとなったため、地方自

治法第96条第1項第12号の規定により訴えの提起の議決を求めるものでございます。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

1点目は、教育委員会の点検・評価についてでございます。

教育委員会の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学識経験者の知見を活用し、教育委員会の権限に属する事務の管理、執行状況について点検・評価を行っております。

この点検・評価の対象としましては、平成20年度から平成24年度を計画期間とした第1期徳島県教育振興計画における118の重点事業を対象としていることから、今年度につきましては、平成24年度の事務の管理、執行状況はもとより、5年間の取組の総括を行っております。

お手元の資料1の教育委員会の点検・評価として取りまとめ、去る9月17日に県議会議長あてに提出いたしました。

本日は、この報告書の概要につきまして、簡単に御説明させていただきます。

お手元の資料の7ページをお開きください。

教育委員会の活動報告といたしまして、教育委員会の組織、会議等の開催状況及びその他の活動につきまして、12ページにかけて記載しております。

次に、15ページを御覧ください。

点検・評価項目の実績値等の一覧表でございます。

一覧表にございます118の重点事業のうち、取組目標が数値の事業や策定等の事業の90の事業の進捗状況につきましては、目標値を達成した事業及び達成率が80パーセント以上の事業は、家庭教育支援者養成講座受講者数、子どもの読書活動推進に関するイベント参加者数など、82事業で全体の91.1パーセントとなっております。

一方、達成率が60パーセント未満の事業は、学校支援地域本部の実施市町村数、スクールガードリーダー委嘱人数の2事業で全体の2.2パーセントでありました。

次に25ページを御覧ください。

点検・評価結果の概要でございます。

六つの基本方針ごとに、取組状況を踏まえた評価、及び今後の主な取組と方向性などを、38ページにかけて記載しております。

次に41ページを御覧ください。

重点事業ごとの点検・評価結果でございます。

取組状況を踏まえた評価並びに5年間のまとめ、そして、今後の取組及び方向性などを102ページにかけて記載しております。

2点目は、中学生、高校生の夏季全国大会での活躍についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

この夏に行われた全国大会では、中学生や高校生が活躍し、多くの全国上位の成績を収めました。

1ページの全国中学校体育大会では、団体4、個人5の入賞、また、同等の大会として、

第10回全国中学生弓道大会では、板野中学校女子弓道部の優勝がありました。

次に、2ページの全国高等学校総合体育大会では、団体2、個人9の入賞、また、同等の大会として、第51回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会では、城西高校女子ライフル射撃部の団体優勝をはじめ、団体4、個人3の入賞、さらに、第95回全国高等学校野球記念大会では、鳴門高校硬式野球部のベスト8がありました。

特に、高校の球技の団体種目においては、私立高校が上位を占める中での全国入賞は特筆すべき競技成績に値し、鳴門渦潮高校女子サッカー部、鳴門高校硬式野球部は、公立高校では日本一と言えます。

県教育委員会といたしましては、今後とも鳴門渦潮高校及び競技力向上スポーツ指定校を核とした県内中高校生の競技力向上に努めてまいります。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

中山委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑については、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしく願いいたします。

また、ただいま教育長から説明がありました提出予定議案のうち、議案第29号の訴えの提起につきましては、開会日に先議願いたいとのことであり、昨日の議会運営委員会にて、本日、当委員会で十分御議論いただいた上で、委員会付託を省略し、開会日に議決することが決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

古田委員

教育長からの報告で、訴えの提起について開会日に先議するといった報告があったのですが、その件についてお伺いをしたいと思います。

まず、ここでは4名の相手の名前を入れて訴える予定ですが、どのようなことで訴えるまでになったのか、お伺いをしたいと思います。

前田学校政策課長

訴えの提起に係る御質問で、支払督促の異議申立てに至る経緯でございますけれども、今年度の6月に、第1回目の予告通知を借りている御本人、連帯保証人を含め、10名の方に発送しております。また、第2回目として7月に、借りている御本人6名、それから連帯保証人の方4名の10名でございますので、1回、2回合わせまして、計20名に対して支払督促の予告の通知を行ったところでございます。この予告について、支払いすべき債務者から、うち12名が債務承認書、つまり、確かに私は言われた金額を借りていて、今後何年かにわたって毎月何円ずつ返す、という債務承認書を提出いただいております。

ただ、届けた住所にいらっしゃらない方がいまして、不達が1名でございます。しいまして、20名から13名を差し引いた7名に対し、8月21日に支払督促の申立てを行いましたところ、今回、計4件の債務者の方から督促の異議申立てが出ているという経緯でございます。

古田委員

20名に支払督促の予告をして、そのうち12名が返答があり、何らかの返済計画も出された。また、手紙が届かなかった方が1名で、残りの7名について支払督促をして、4名が不服申立て申請の手続を取ったということですけれども、その7名については、支払督促をする場合にどういう経済状況にあるとか、仕事に就いているとか、いろんなことが考えられるわけですけれども、そういったことに関してはきちんと把握をされて、支払督促の送付ということになったのでしょうか。そこら辺りはいかがでしょうか。

前田学校政策課長

支払督促の予告をする前の段階で、私どもの課ですべての御自宅を回らせていただいております。ただ、私どもには財産の調査権がございませんので、現地調査をし、御本人と会えた場合もございますし、家の造りを見させていただいた上で資力があるであろうと思われる方に対して、今回、支払督促の予告の通知を20名にしております。その中で、元々支払督促の予告通知を發出しようと思っていた方が、実際、現地調査したところ、例えば、その連帯保証人の方が既に亡くなって、本人も失業中であるため返せないという方もいましたので、そういう方についてはそういう理由書を提出していただいて、今回支払督促の予告の通知をしておりますので、我々としてはできる限り資力があるという調査を行った上でやったという認識でございます。

古田委員

支払督促をした7名について、きちんと会って連絡ができたのか、支払督促というものがどういう形を成すものなのか、このように県議会の場で名前も住所、それから滞納金額なども全部明らかになるわけですから、そういったことも含めてきちんと話ができ、そういう支払督促をしたのかどうか、そここのところをお伺いをしたいと思います。

前田学校政策課長

委員がおっしゃるように、議案という形になると今回お示ししていますように、債務者の住所、それから氏名が掲載されますので、私どもも相手方に連絡する必要があると考えまして、記載の連絡先に連絡をいたしました。まず電話に出ただけでなかったとか、あるいは電話に出ない場合は留守番電話に折り返しの連絡をお願いしたいということを入れましたけれども、掛かってきませんでした。先ほど、支払督促の申立ての予告を20名にしたと申し上げましたけれども、その予告文書にこういう記載がございます。「ある期日までに返還いただけない場合は裁判所への支払督促の申立て請求を開始します」と「なお、

一括での返還が困難な場合には、債務承認書を徳島県教育委員会学校政策課宛に提出してください。また、返還について相当の期間が必要な理由がある場合には、理由書を提出してください」ということですので、ここで御反応いただければ、今回、こういった支払督促の申立てをすることもなかったのではないかと考えております。

古田委員

私が何度もお聞きをしているのは、支払督促に至った7名の方とちゃんと連絡が取れて、どういう状況なのかということとを本人から聞くことはできたのかということです。そのことについてお答えください。

前田学校政策課長

支払督促の申立てを行いました7名について、本人と連絡を取れたかという御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、電話等で連絡をしたわけでございますので、全員と直接連絡を取れたわけではございません。

古田委員

7名については、直接連絡が取れていないということですね。そういう人に対して、何度も何度も教育委員会やいろんなところから、滞納を払いなさいという督促が送られてきたと思うのですが、滞納している人がきちんとそれを見ているかと言えば、見ない人もいるかもしれません。以前、本当に生活が大変であれば見ないという方もいましたので、そういったことも含めると、教育委員会としては、提訴に至ってしまったということではなく、もう少し連絡を取って、しっかり対応すべきではなかったのでしょうか。そのところをお伺いをしたいと思います。

前田学校政策課長

もちろん、御本人と会ってお話することに越したことはございませんけれども、今回、未納期間が最も最長な方で7年11カ月でございます。7年11カ月の間、反応がない方に対し、我々が今後とも返還してくださいということで、訪問指導あるいは電話督促をやって、そうですか、じゃあ払いますということになるかどうかということだと思いますが、未納期間が最長の方がいらっしゃいますので、郵便物を見たか、見なかったかということをお聞かせると、なかなかお答えしにくいですが、制度上、そういう予告通知書は文書で送るということになっておりますので、我々としては制度にのっとった対応をしたと考えております。

古田委員

制度といっても、元々、この徳島県の奨学金返還の手引きを見ると、返還期間は20年以上とあります。20年もたっていないわけですから。奨学金を借りて、そして借り終わって半年してから返還が始まります。それから、今おっしゃったように、4年や5年になっている

と思います。この奨学金というのは、税金の滞納とは質が違うと思います。元々、生活が厳しい家庭に対し、この奨学金というのを出しています。この7名の方のうち、高卒は何名で、大卒は何名でしょうか。後で教えていただきたいと思います。

元々、この奨学金というのは、家庭でなかなか教育費が十分出せない、でも勉強したい、進学したいということで借りているわけです。返すのは当然ですけれども、今の経済状況の中で、順調良く就職できて、それを払える条件になっている方というのは、大変少ないと思います。徳島県が作っている返還促進の取扱要綱という中で、法的手続をするといったことを懇切丁寧に書いてますけれども、若者たちの半数は非正規という状況で、大変な状況にあるわけですから、そういったことを加味し、やっぱりもう少し温かい目で見べきではないのでしょうか。

取扱要綱の中でも第10条に申立ての取下げが書かれています。「奨学生又は連帯保証人が貸付金の全額又は一部を返還した時等は、第7条及び第9条の申立ては取下げることができるものとする」と取下げのことも書かれています。年齢で言えば30前後の若者ですので、こういった名前や住所も明らかになるといったことを防ぐためにも、もう少し温かい対策ができないものかと思うのですが、いかがですか。

前田学校政策課長

まず、7名の方が大卒か高卒かというお話がございましたが、大卒が1名でございまして、高卒が6名でございます。現在、いろいろお話をいただきましたけれども、本県の奨学金の滞納額は8,457万8,580円でございます。このうち、現在、収納率が93.9パーセントですので、ほとんどの方はお返しいただいているのですけれども、残りの6.1パーセントの方が滞納されていて、その滞納繰越総額が8,457万8,580円という大変大きな額になっております。

この奨学金について、先ほど、税金ではないといった御指摘がございましたが、この奨学金につきましては、元々構成といたしまして、二つの要素からなっております。一つは、まさに県民の税金によるお金と、それから国からの交付金によって運営してございます。

しかし、国からの交付金と言いましても国民の税金でございまして、つまりは税金によって賄われている事業でございまして、また、国からの交付金は平成26年度をもって終了いたしますので、となりますと残りを運営していくためには、まさに県の負担でやっていくということになるわけでございます。今、この奨学金を借りている方が返さなければ、次に借りたい方もいらっしゃるわけでございます。その方も言わば社会的な弱者であるわけです。したがって、今、お貸ししている方の中できちんと資力がある方については、我々としても回収させていただいて、次の奨学生にお貸ししたいということを基本的な原則として考えているところでございます。

古田委員

支払督促をした7名のうち、大卒が1名、高卒が6名という状況からしても、今、高校へは98パーセントの生徒が行くようになって、義務教育と同じような状況にあるわけです。

もう授業料の無償化は取り組まれていますけれども、その他のいろいろな物に掛かる費用というのは家計に大きな負担が掛かっていますし、この奨学金制度というのは本当に必要で、それを維持していくというのは当然で、人材育成のためにも県がしっかり予算を組んで、私どもは給付制の奨学金制度に早くしていただきたいということを今までも申し上げておりますけれども、そういった方向に進むべきだと思います。

ここで、同じ教育委員会にある人権教育課が所管している奨学金の返還についてお伺いをしたいのですが、地方財政法で同和奨学金の返還事業がずっと続いています。その返還についてはどのようにされていますか、お伺いをしたいと思います。

高田人権教育課長

ただいまの地域改善対策奨学金について、経緯と制度をちょっと簡単に説明させていただきます。

地域改善対策奨学金は、経済的理由によって就学が困難な同和関係者の子弟に対し、就学を奨励し、民主的社会を担う人材を育成することを目的として対応を行ってきた奨学金でございます。昭和32年度に県単独の高校生への給付制度としてスタートいたしました。

昭和41年度には国の補助制度が創設され、長年、給付制度としての奨学金として利用されておりましたが、昭和57年に大学と、また、昭和62年度からは高校生に対する奨学金が貸与に変更されております。その後、平成14年3月末の地対財特法の失効によりまして、新規の対応は終了し、経過措置としての対応も平成18年度末をもって終了し、現在は返還に係る業務だけとなっております。

また、この奨学金につきましては、経済的理由等による返還免除制度がございます。国基準が生活保護基準額の1.5倍以内、また、県基準が2.0倍以内であれば返還免除できるということになっておりまして、これは平成14年11月議会で御論議いただきまして、現在、その運用を図りながら返還業務に努めているところです。ただ、この奨学金は給付制度から貸与制度となっていることから、今後とも地域改善対策奨学金貸与条例や要綱に基づきまして、適正に債権回収に努めてまいりたいと思います。

古田委員

返還のしおりを頂いたのですが、人権教育課が所管する奨学金の返還については、まずは返還免除の手続きをしてくださいということで郵送するわけです。それが送られてくると、その返還免除の申請と合わせて所得課税証明書を付けて出してもらおうと。そして、生活保護の2倍以上の方には返還をお願いし、2倍未満の方には免除という措置がなされるわけです。その後、それが分かって返還してくださいという方には、例えば、去年の12月1日に分かっていたら、債務者のことを考えて猶予して、この9月末に払ってくださいと。納付書が送られるということで間違いはないでしょうか。

高田人権教育課長

間違いございません。

古田委員

免除申請して、免除が認められると5年間有効なわけですね。さきにお聞きした学校政策課が所管している奨学金のほうは、猶予期間は1年間です。それも亡くなったときとか、障害で働けないような、本当に限られた場合にしか免除されないわけです。しかし、こちらのほうは温かい制度で、生活保護の2倍以内の収入であれば5年間免除申請ができるということで、2倍以上の収入のある方で、何名の方に請求し、何名の方が納入していただいているのか、お尋ねをしたいと思います。

高田人権教育課長

例えば、先ほどの県基準2.0の上乗せについてですが、そのことについてもちよつと説明させていただきます。平成12年度の生活実態調査によれば、同和関係者は依然として不安定就労者が多く、低所得層の割合が高いなど、いまだ生活基盤が脆弱な実態があるとされております。そのような中、平成13年度の県議会において適正に債権管理を行うようにとの指摘がございまして、県の勤労者世帯の平均収入や、また、国基準を緩和している他県の状況を参考にし、総合的に判断して基準を設定し、平成14年11月議会で御論議いただき、現在、その運用をしているところでございます。

それと、もう一点でございますが、例えば、昨年、免除対象者のうちで免除申請を出したものの、県基準を超える超過者につきましては49名いらっしゃいました。ただ、この49名については、今現在、納入通知書を出しているところでございます。ですから、一昨年の超過者につきましては、説明させていただきます。前年度の超過者につきましては26名いらっしゃいました。その26名中、19名から支払っていただいております。

古田委員

平成23年度の返還免除の手続をしていただいた中で、返還すべき26名のうち、19人が返還をしてくださったということで、7名の方がまだなわけです。昨年の9月30日までに返還するような形だったと思うのですが、それがまだだと。もうすぐ1年になるわけですが、その方々に対してはどのような対策をされているのですか。

高田人権教育課長

この7名の者のうち、6名とは電話指導、また、戸別訪問等で直接お会いして、納付指導をしております。

古田委員

課は違いますけれども、同じ教育委員会が所管する奨学金制度で、これだけ大きな差があると。人権教育課が所管するところの奨学金というのは、まだまだ大変な状況だということですが、それは他の地域でも同じです。若者たちがなかなか就職できず、高卒で就職してもなかなか1カ所ですと頑張っている若者も少なく、辞める人も多い。今回、支払督促をした人がどういう状況にあるかはちょっとわかりませんが、そういうことを考える

なら、人権教育課が行っているように、もう少し温かい目で対応すると。人権教育課が所管する奨学金だって国からの分もあるという意味で同じです。それなのにこんなに大きく対応の仕方が違うと。その以前の同和奨学金の制度がなくなって、誰でも受けられる奨学金制度になっているわけですが、それにしても余りにも違いすぎる。その同和奨学金の返還のことを知っている方も現在の奨学金の対応制度というのを受けている可能性もあるわけで、その中でこんなに大きな差をつけて訴訟にまで持込んでいくのはいかがなものかと思えます。

それと、先ほども言いましたが、義務教育と同じように高等学校はもう98パーセントの人が行くわけで、教育は無償と憲法で保障されていることからしても給付型の奨学金制度というのを徳島県でもやっぱり作っていただき、国へも要望していただきたいと思えます。香川県では平成12年春から一部給付の独自の奨学金制度を作っている。県内へ就職した人に対しては、一部免除します、一部返還免除ということで、県が独自に幾らかの予算を組み、良い人材を県に残そう、戻って来てほしいといった取組をしている。ですから、徳島県としてもそういった方向で是非進めていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

前田学校政策課長

給付型奨学金のお話で、香川県のお話でしたが、香川県も支払督促をやっています。我々のように既に支払督促制度を持っているということでございますので、委員がおっしゃるように、香川県が私どもの県よりも優しいかどうかという基準で言えば、同じだろうと思っております。

また、給付型奨学金につきましては、もちろんそういう制度があれば大変望ましいと思えますけれども、そのためにはまさに今お貸ししている奨学金を回収させていただいて、その原資を作る必要があると思っておりますし、現在、国では授業料無償化に所得制限を設けるというお話でございますので、その所得制限を導入して生まれる財源、約490億円と伺っております。これを給付型の奨学金のために年収250万円未満の世帯の制度対象、公立高校、私立高校問わず、給付型奨学金を創設するというところでございます。

これにつきましては、早ければこの秋の臨時国会で関連法の改正を行うと聞いておりますので、制度として速やかに成立すれば、来年度から実施されるのだろうと考えております。

古田委員

支払督促の制度は、香川県も同じだと言いますが、県の担当者の方からお聞きをしますと、全国的には20数県がしていて、していない県も半分くらいあるわけです。ですから、すべての人たちがお金に関係なく教育を受ける権利を保障するためにも、是非、こんな冷たいやり方はどうかなということを指摘しておきたいと思えます。

次に、今日の徳島新聞で、県立高校でツイッターを投稿して問題になっているという報道がされていましたが、この件に関して、今、本当にツイッター、フェイスブック、ホー

ムページやいろんなところで、もし一つ石を投げるとすぐに広がって行って、どうしようもない。それを止めたいと思っても止まらないといった危険なこともあるわけですがけれども、この問題に関し、県は今までどのように対応されたのか、また、今後どのようにするのか。今回の問題を受けて、緊急に対応する必要があると思います。大体、先生や家庭に問題があると世間は思っていると思うのですがけれども、親たちもそういった状況がなかなかわからないと思います。ですから、学校教育の中でどのように対応するのかということが大きいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

増田いじめ問題等対策企画幹

委員御指摘のとおり、高校生の大半がスマートフォンや携帯電話を所有して、情報収集、情報伝達ツールとして使用している一方で、危険性を十分に理解せずに使用し、最近、思わぬ被害や周りの人へ迷惑を掛けるおそれがたくさん生じております。各学校においては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めるため、学級指導、高校で言えばホームルーム、小中で言えば学級指導、学活の時間にこういうことについて指導をしたり、中学校では技術家庭科等、また、高校では情報という教科において情報モラルについて積極的に指導をしております。

また、携帯電話事業者等の専門家に御協力をいただいて、児童生徒や保護者を対象とした携帯電話安全教室を実施するなど、安全・安心のための啓発活動にも取り組んでいるところでございます。今後ともこのような安易な書き込みが本人の個人情報流出だけでなく、周りの人々にも迷惑を及ぼす可能性があることなどを含め、情報モラルについて繰り返し児童生徒に指導してまいるとともに、適切に行動できる児童生徒の育成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

古田委員

その新聞報道によると、その高校では事情を聞いて不適切な行為として処分を検討していることが書かれておりますけれども、どのような処分が考えられるのですか。処分というよりも、やっぱり本当に危険性などをしっかり教育することが先ではないかと思うのですが、いかがですか。

増田いじめ問題等対策企画幹

学校からの報告によりますと、今回のことを受けて、教室で制服を脱ぐという行為についての指導も含め、情報機器の使用について、本人はもとより、学校全体の指導、学級での指導において徹底を図ると聞いております。

古田委員

処分についてはお聞きになっていませんか。

増田いじめ問題等対策企画幹

今のところ、処分については聞いておりません。

古田委員

先ほども言いましたけれども、こういった行為をすると、思わぬところにどんどん広がり、止めようにも止めようがない。そして、被害を及ぼすこともあるということで、そういうことをきちんと教育していただきたい、保護者にもそういったことで徹底していただきたいということをお願いして終わります。

藤田豊委員

先ほど、教育長から中学校、高校の全国大会のお話が出ました。暑い中、中学校、高等学校におかれては、本当に健闘されたと思います。生徒の皆さんや指導なさる先生方に敬意を表したいと思います。ただ、今の徳島県の中学校には優秀な生徒もいて、これから高等学校はそういう生徒を迎える時期に来ている。スポーツに非常に堪能な方、興味のある方については、指定校が指導していく中で、これからの徳島県の優秀な中学生を高校へ入れる場合、どういった過程になっているのですか。

私が間違っているのかもしれませんが、徳島県では一般入試の前の2月頃に試験をするという話ですが、高校野球の場合、有名校は夏の大会が終わると、私立大学だけかもしれませんがセレクションを実施する。県立には県立の難しさがあると思うのですが、やはり県内で一生懸命頑張ってくれた子は、県内で活躍していただくというのが大きな柱ではなかったかと思うのですが、若干、そういうジレンマの中で、入試対策はどう移行して、今、どのように実施されているのか、教えていただきたいと思います。

高原体育学校安全課長

委員から、高校生と中学生の入学を受けての競技力向上について御質問をいただきました。

現在、本県では大きく二つの方法で高校生の競技力の育成を考えております。

一つは、委員から御指摘をいただきました競技力向上スポーツ指定校を決めまして、全県に強化すべき部を配置しまして、それぞれの競技、あるいはそれぞれの学校のほうで競技力の向上を図っていただくと。あるいは競技力向上スポーツ指定校を中心に競技の普及を図るといったことをございます。

もう一つは、昨年度から開始されましたけれども、鳴門渦潮高校を中心としますスポーツ科学の振興ということで、現在、鳴門渦潮高校の五つの競技に重点を置きまして、選手を集約し、競技力の向上を図ろうといったことに努めております。鳴門渦潮高校の関係と競技力スポーツ指定校の関係で言いますと、競技力スポーツ指定校の上位に鳴門渦潮高校の五つの競技を置くといったことで私どもは競技力向上を図っております。入試に関しては、2月に実施されます特色選抜という入学者選抜で一般の入学選抜と区別をしまして、先ほど申し上げましたスポーツ指定校及び鳴門渦潮高校の生徒の確保を行うといったことでやらせていただいております。

藤田豊委員

なかなか細かいことまでは言えないかも知れませんが、やっぱり県外では、各スポーツの有名校、それから実力校というのは、先ほど言いましたように、野球についてはセレクションで内定すると。徳島県でも監督等がいろんな形で指導といたしますか、親御さんにごうちの学校に来てくださいますようお願いをする話だったと思うのですが、やっぱり子供は非常に不安です。一つは行けるのかどうか。そして、今言ったように、指定校ではない場合の学校の野球部や他のスポーツの指導者は、なかなかおいでとは言えない。多分、これがスポーツに関する徳島県の本場の現状だろうなど。だから、プロを目指す子は別にしまして、一般の子は勉学も大事だし、それから親子間の愛情も大事であるため、やっぱり地元でできるだけさせてあげたいというのも本場の親心だろうと思います。

しかし、それがジレンマで、徳島県の入試の採用時期がずれるから御父兄の方も県外へお願いしたほうが無難かなという話になると思います。そこを各学校と十分連絡しながら、県内の優秀な人材を確保するという方法も考えないといけない。公立高校としての難しさはあるかもしれませんが、是非、今のこういった結果を見たりして考えていただきたいと思います。

逆に、入学後の生徒は、次の段階へステップする時、徳島県は果たして高等学校教育の中でそういうことをやっていらっしゃるのか。俗に言う大学への推薦入学ですね。今、少子化の中で学校も変わってきたと。大学の数も非常に多くなって、過密なところは過密なのでしょうが、その温度差が大学間で出ている。そして、御父兄の方も高校教育だけでなく、最高教育である大学も受けさせたいという話があります。しかし、スポーツを一生懸命すればするほど勉学がおろそかになる。どんなに優秀な人でも3年間部活漬けになると学力が落ちる。そういう受け皿というか、子供の進路に対してどういう変革をして、今何をしようとしているのか、教えていただきたい。

高原体育学校安全課長

委員から三点御質問いただきました。

まず、一点目の県外への優秀選手の流出ですけれども、本年4月に高校に入学した者で見ますと、昨年度、中学校の段階で四国大会出場以上、各競技団体の優秀選手も含めまして、県外への進学者は10名把握しております。競技についてはばらつきがあるのですけれども、県外流出が多い時期と比較しますと、ほぼ半数ぐらいの数になってまいりました。スポーツ指定校を中心とした競技力向上について、中学校、高校から理解がいただけたと理解しております。

二つ目の優秀な選手の高校での中学校への指導については、学校政策課でお答えいただければ良い部分かも知れませんが、先ほど申し上げました特色選抜には2種類ありまして、一つはスポーツ指定校に係る部分です。もう一つは、各学校の特色の部分です。どちらにしましても中学校長と高等学校長の了解があれば、御本人や保護者を交えて顧問が面接をできるといった方法を新しく採用しておりますので、個人の希望を最優先し、高校の受検を決めていただけると。逆に申し上げましたら、本人の意思にそぐわない場合に

は、その場で断っていただけるといったことになるかと思えます。

三点目の進路の指導についてですけれども、競技力向上のスポーツ指定校の指定に当たって、四つの条件がございます。例えば、競技成績や活動内容、新人生徒の獲得に合わせまして、学校の支援ということで、学校から推薦をいただいた部について競技力向上スポーツ指定校に指定するという条件にさせていただいています。ということは、生徒の卒業後の進路についても、部や顧問が単独でお世話させていただくということではなくて、例えば、担任や進路指導の担当の教員といった方たちを含めまして、学校全体で進路を指導するという理解しております。

藤田豊委員

教育委員会の大きな指針というものがあるのですが、各学校の特色については、各々に裁量権が任せているのかなという気がします。昔は大学もそれほど厳しくなかった。私立大学も厳しくなかった。先ほどの高等学校の話と同じ。少子化になって、私学の親交などでもやはり学校との縁をどう持たせるのかなと。

例えば、野球部等は強いときには幾らでも来てくれる。例えば、蔦監督の池田高校のときには指定校も多かったと思いますが、若干弱くなってくると向こうもだんだん来なくなる。まだまだ生徒が多いときには大学もいろんな選択肢もあるので、難しい中でいろんなことをやっていたのですが、今は若干違ってきて、青田買いで若い世代から方向性を決めて、一つのプロ化とは言いませんが、専門のところへ持っていこうとする。そうすると高等学校ももう少し子供が来やすくて、そこから自分の進路を見出せるようなことをしなければならぬ。それが各高等学校で出来るのか、その辺のテクニックを私どももわかりませんので、生徒のため、それから、今、県内の生徒が少ないため、できるだけ県内にとどまっていたら。そういう方策からも将来に夢を持てるような学校にさせていただきたい。例えば、鳴門渦潮高校に行けば、陸上なら日本体育大学へ入れるといったことが、今、指定校で強いところは多いかもしれません。しかし、県内ではAクラスだがトップになれないといった高等学校は、非常にジレンマがあるのではないかなという気がしています。

それから、今までは実業高校から大学になかなか行けませんでした。今、学校側が努力して、先輩がおりますけど、徳島商業高校などは大学の門戸が非常に開いている。私は中央大学ですが、私が知っている方でも中央大学や同志社大学に入った生徒がたくさんいる。しかし、県西部やいろんなところへ行くとなかなか入れない。学校によってはこういう事実もやっぱりある。どことは言いません。だから、そういうところはやっぱり底上げをして、高校生はスポーツをしながら次のところを目指せるといったことをやっぱり再構築の中で考えていただきたいと思います。是非、これからのいろんな高校生の有様、中学生の動向について、考えていただきたいと思います。

もう一点ですが、先般、天理大学で生徒同士の非常に難しい問題があった。オリンピックの選手が平手打ちで生徒をたたき、出場停止になっています。これは体罰ですか、いじめですか。

高原体育学校安全課長

新聞で報道されております天理大学柔道部の件ですけれども、部員同士の暴力でありますので、一部にはいじめかもわからないですし、指導者側の問題としましたら、いじめを容認していたという部分で体罰に当たるのではないかと考えます。

藤田豊委員

分かりやすく言えば、指導者がいれば体罰、いなかったらいじめということですか。

高原体育学校安全課長

いじめと体罰の線引きだと思われまますけれども、現在、私どもの認識しております体罰については、上下の関係の暴力的な関係でありますので、指導者と生徒、あるいは指導者と児童というような関係だと認識しております。

藤田豊委員

何で聞くかと言うと、特に、部活なんかは団体活動というのが非常に主になって、若干、凹凸はありますから、それはいい、悪いにしても、中傷や非難など、いろいろあります。それは、生徒同士でやるときもあるでしょうし、先生同士でもやる。先生からもやることなんだろうと思います。だから、徳島県の教育委員会はどちらか、私が聞いてもよくわからない返事では困る。体罰やいじめをきちんとしろとは言いません。やっぱりそういう大きな問題が先生の指導にも影響することもあります。オリンピックの選手がしたからというのではないのですが、先ほどの教育委員会の答弁の中にあるように、なかなか教科書どおりにはいかない話があるという気がしております。

その中で、私は6月議会を休んでましたので、関連ということで、御時間をちょっといただきたいと思います。体罰調査というのをやっていただいて、多分、先生や指導者が生徒にするのを体罰という定義で話を進めさせていただきたいと思っております。4月にいただいた書類ですが、体罰問題が起こったとき、全国いろんなところで調査をして、研修も実施していらっしゃるということでした。全国的にいろんなことがありましたので、当然、委員会とすればこの問題を調査、研修をするのは当たり前の話です。ただ、その後、この調査をどうするのかなとなったとき、体罰の今後に向けた対応という事項があるのですが、これを読みましたら、一つは教育委員会に窓口を設けると。それから、教育委員や教職員の意識向上や組織の指導体制のあり方、こういう基本的なところからやるのですが、現実にこういった窓口はもうお作りになって、もう結果が出ている。

ただ、これを見ていると、体罰の状況というのは部外からなかなか入手するのは非常に難しいところがあるのかなと。私がいただいたのは匿名ばかりなので、ちゃんと来ているのがあれば後で教えていただきたいのですが、6月12日までの体罰相談窓口は県のほうで設けていらっしゃるのですね。5月、6月で4回、匿名生徒、匿名保護者、匿名、不明、保護者と。もしかしたらこれは名前をおっしゃっているのかもしれない。しかし、現実的に的確な判断として、窓口ではこういった受け取り方をしようとしているのか、ちょっとシ

システムを教えていただきたい。

松山教職員課長

ただいま、藤田豊委員のほうから体罰相談窓口についての相談状況及び対応についての御質問がありました。

5月2日に相談窓口を開設いたしまして、今、4カ月以上たっているわけですがけれども、現時点で6件の相談が寄せられております。そのうちの1件につきましては調査をいたしまして、当該教員に体罰を確認しまして、懲戒処分、公表もしているところでございます。他の5件につきましては、調査の結果、問題のない事案であったり、先ほど委員からも御指摘いただきましたが、相談者が匿名であって、学校名も教員名もわからないということで調査ができなかった。あるいは、10年前、20年前の出来事であったということで、調査に至っていないこともございました。相談の方法といたしましては、電話または面談ということで、直接相手方の肉声を聞きながら、そして面談の場合は相手方の言葉を直接聞いて、お気持ちも確認しながら、まずはしっかり受け止めることにしております。

ただ、相談内容につきましては、一切秘密にするとの約束で相談を受け付けておりますので、御名前も学校名もおっしゃらない場合、是非、学校に御相談くださいといったアドバイスもしております。

藤田豊委員

体罰、いじめというのは、いろんな要素があると思います。これはいろんな情報も入れなきゃいけない。今回の話もありますし、先ほどのインターネットの話もあるでしょうし、要するに現場でなかなか把握しづらい問題がいっぱいあると思います。ただ、どちらかと言えば、体罰というのは一つの組織内で行われる話だと思います。そうすると、今、この報告書というか、調査をいただいたとき、確かに委員会は急いで対応する。多分、これは委員会の使命ですが、そこまでしかできないところがあるかもしれません。そして、委員会としていろんなことを設けなければならない今後の対応の一つに窓口がある。それでは、この体罰に対して学校内の組織では校長以下どのような組織を作っていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

松山教職員課長

ただいま、校内でのこの問題についての取組について御質問をいただきました。

まず、いわゆる教員による体罰あるいは不適切な指導があった場合、児童、生徒、保護者が遠慮なく相談できる体制を作ってほしいということで、各学校でそういった相談の体制作り、特に相談の責任者を決めて、PTA総会あるいは様々な生徒の前でそのことについてきちっと話をする。

それから、もう一つは研修でございまして、やはり教員の中でこれくらいは体罰ではないのではないか、あるいは、場合によっては体罰もやむを得ないという意見がございましたので、そういう意識について、今回、きっちりと改めていくと。そして、やはり体罰に

よらない指導の力を付けていくということで、関係課とも協力しまして、今、しっかりと研修をしているところでございます。

特に、教職員課とコンプライアンス推進室で協力し、7月末段階でeラーニングを活用しまして、具体的な場面を想定した体罰によらない指導ということで、研修を公立学校全職員を対象に実施したところでございます。

それから、まず校長がしっかりと校内のことを掌握することが一番大事でございますので、やはり体罰をしてしまった、あるいは体罰を見かけたという場合、迅速な報告をするということで、校長会等で管理職に徹底しております。むしろ、そういうような報告が来ていない場合、管理職に対して強い指導をする形を採用しております。

藤田豊委員

学校の先生を見ていても、皆さんはゆとりとかいろいろ言いますが、現場は本当に忙しい。少子化で子供が少ない中、予備の先生を加配していただいているところもたくさんありますが、なかなか大変みたいです。先生の役割の中には、以前はなかったようなこともあるし、研修などにたくさん出ているのではないかと危惧しています。だから、現場の生徒に本当に肌で向き合えるような形になるのかなという疑問さえ持っています。先生は忙しいですから、自分の生徒だけしかできない学校体制に見えてならない。いろんなところからこういう問題を指摘されて、そして学校がうろたえて動くのは本当に愚の骨頂だろうと思います。学校は体制をきちっと作って、週に1回でも月に1回でも情報交換の中で、部活の先生以外の先生にも連絡は入っているはずですよ。遠慮しているかもしれないし、今言ったように、他人事かもしれない。皆さんはそういうところをどういう判断でしているのかなと。やっぱり各校とも校長を中心に体罰の検討ではありませんが、そういう見守る会を作ることも大事だと思います。学校の状況もいろいろあるでしょうから、私はそれがすべて良いとは思いませんが、そういうことを私どもも提言させていただきながら、やはり先生間で体罰は問題として捉えてほしい。もう父兄から聞かないようにしていただきたい。その前に学校内で分かるようにしてほしいということをお願いして終わります。

中山委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。（11時57分）

中山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

質疑をどうぞ。

松崎委員

その他議案ということで、午前中にも奨学金返還請求の訴えの提起の質疑がございました。会派のほうでもちょっと相談したら、冒頭で議決をするということなので、少しわからないところはしっかり聞いてくるようにという話がありましたので、お聞きをしてまい

りたいと思います。

ただ、この奨学金制度については、奨学生が奨学金を借りるという貸借関係だろうと思うので、やっぱり借りたものは返すのが当たり前だと。こういうことは原則で対応するしかないといった話もありました。したがって、やっぱり借りた側は、しっかり誠実に対応するというか、信義則に反することがないような対応をすること、貸し借りの世界から言うと当たり前のことであり、この議案の中身については問題ないと思っております。

ただ、そこで少しお聞きしたいのは、先ほども話がありましたけれども、払えないような状態にあるのではないかという話もありましたし、自ら払わないと腹をくくっているような雰囲気があるのか、それとも全く無視している状況にあるのかといったことについて、どう把握されているのか、お聞きしたいと思います。

前田学校政策課長

今、松崎委員から、異議申立てをしてきた4名の方の異議申立ての理由と申しますか、状況でございますけれども、4名とも分割払いで支払いたいという意向が示されています。

松崎委員

分割払いで支払うという意向は示されているのですね。それで、それではだめだということでしょうか。一括して払えということですか。

前田学校政策課長

分納したいという申出でございますので、県といたしましては訴訟を取り下げることにはしたくはないと考えております。訴訟を取り下げるということは、県が債権放棄したと相手方に誤解を与えますし、分納で払うという口約束だけになってしまいますので、訴訟はさせていただきますけれども、実際、裁判の場で和解することが最も適切であると考えておりますので、分納という申出がありますので、裁判上の和解という方向で進めたいと考えております。

松崎委員

そうしたら、裁判は起こすが、原則、和解対応という理解でよろしいか。ただ、和解するに当たっての相手方とこちら側の言い分というものがあろうかと思っておりますけれども、そういうふうに押さえてよろしいですか。

前田学校政策課長

御指摘のとおり、和解ということで分割払いを希望されておりますので、個別に事情をお聞きして、毎月幾らなら分割何年で返せますというようなことで、当事者同士で和解の話合いを進めたいと思っております。

松崎委員

そうしたら、債権者、債務者の関係ですから、和解で話ができたらいいと思うのですが、その前にもう一つ。今回は訴えるということですが、先ほどの説明で不在といいますか、所在不明の方への対応について、今後どうなされるのですか。

前田学校政策課長

不達の者が1名いると午前中申し上げましたけれども、今回、このことに限って申し上げれば、実は不達の1名は借りている奨学生本人でございますけれども、今回、この4名の中には連帯保証人の方が入っていらっしゃいますので、その方が分納したいという申出がございました。ただ、他の方で、今後も支払督促の予告、あるいは申立てを進めてまいりたいと思っておりますけれども、その際、また不達という方も中にはいらっしゃるだろうと思っております。それは、最初に奨学金をお貸しする時に住所を自書で書いていただくわけでございますけれども、その後、もし住所が変更すれば、その旨届けてくださいということはもちろん書類にも書いてございますけれども、それをせずに移転されたという方、もしその方が住民票を移していらっしゃらないのであれば、住民票を取るということは可能でございますけれども、仮に住民票も移していないということであれば、その方をそれ以上追跡するのは難しいと思っております。

松崎委員

長い期間の中では、今おっしゃられたような事案も出てくるかと思えます。私も決算認定特別委員会の中でも申し上げてきたのですけれども、やっぱりルールを作って、どうしても回収不能という場合、企業であれば一定期間の中で損失処理をする。その場合、やっぱりルールがきちっと要るし、議会の承認も必要になってくる。それをずっと置いておけば、債権がずっと残っていくわけですから、今後の課題として改めて検討をお願いしたいと思えます。

それで、請求の趣旨の中に、7.25パーセントの割合による金品を支払うようにということになっておりますが、この7.25パーセントというのはどういう性格のものですか。また、今、大変低い金利になっていると思うのですが、これが定められた経過と言いますか、時期について教えていただきたい。

前田学校政策課長

7.25パーセントという数字は、まさに延滞の利息でございます。お貸ししている元金に7.25パーセントを掛けるということでございますけれども、県の条例を定めましたのが昭和41年4月でございます。その当時から7.25パーセントという記載がございました。そして、当時の日本育英会、今はJASSOという日本学生支援機構に独法化してはおりますけれども、日本育英会が実施してきた高校生に対する奨学金の事業がございまして、国のほうでは10パーセントと決めておりました。今でも10パーセントでございます。

そういう関係もありまして、私のほうでも7.25パーセントという数字を定めたのだろうと思えますけれども、現在、他県の状況を少し申し上げますと、10パーセント以上として

いるのが21都府県でございまして、最も高い利息は14.6パーセントの東京都、長野県、大阪府でございまして。四国で申し上げれば、香川県と高知県が10.95パーセントでございまして。一番低い利息は、例えば、熊本県や大分県が5パーセントという状況になっておりますけれども、昨今、日本学生支援機構が10パーセントの利息を取っておりますけれども、今後、早ければ来年度に5パーセント程度にとどめるという案を検討していると承知しておりますので、県のほうでも適正な延滞利息について再度検討したいと思っております。

松崎委員

昭和41年に県条例で定められたということですから、もう半世紀近くなる。当時とすれば、高度経済成長に向かっていく過程の中での相当の金利とペナルティという意味があったのかもしれないですが、低成長になって、金利もほとんど下がってきて、さらには、貸付金利などもそれぞれの性格によって定められているところであり、育英会などが5パーセント台に落としていくという話になりますので、是非、そういったことも御検討いただいて、今後は制度のあり方について考えていただきたい。見直し等々も含めて検討する必要があるのではないかということをお願いいたします。

それから、奨学金制度というのは、やっぱり教育の機会均等を保障していくということでスタートして、恐らく高校に進学していくための授業料であったり、いろんな用品を買う場合に奨学金を活用していただいて、高校、高専などを卒業して、社会に役立つ人として育てていくことだろうと思うのですが、先ほど午前中にもありましたが、この間、高校に対する授業料については無料化、無償化になり、高校に入れなかったか授業料を納めることができなくて中退者が出ていた流れが止まった等々の効用もありますし、一部、無償化の無原則でなく、若干、所得制限をする等々の話もあります。先ほど、こういった貸付けたお金を回収することによって、次に新しい人に貸付けをするという話もありましたが、高校の授業料が原則的には無償化していく状況の中で、財源等々、それから利用の受給需要関係も若干変わってくるのではないかという感じもしております。無償化等々の政策の流れの中で、今回、訴訟ではっきりさせようということだろうと思うのですが、今後の奨学金制度のあり方について、何かお考えがあればお示しいただけたらと思います。

前田学校政策課長

まず、高校授業料無償化が平成22年度から導入されたわけでございますけれども、その導入されて以降、貸与者数は減っております。平成21年度が1,371名でございましたけれども、昨年度の平成24年度は1,003名ということで、無償化の教育費の負担軽減が図られたのではないかと考えております。

ただ、この無償化につきましては、午前中申し上げましたけれども、今、国のほうで所得制限を設けるといってございまして、年収が910万円未満の方が無償化の対象となるということでございます。そこで、無償化の910万円の所得制限を導入し、浮いた財源を給付型奨学金として、低所得者年収250万円未満世帯の生徒を対象に給付型奨学金を創設するというごことでございます。この給付型奨学金につきましては、本県としても大変

望ましいことと思っております、これはこれでやっていただくのがいいんだろうと思っておりますけれども、年収250万円以下ではない、例えば、年収300万円の方は給付型の対象ではございませんので、授業料は無償化ですけれども、先ほど委員もおっしゃったような学用品、教科書や教材といったものをこの奨学金で買いたいと言う方もいらっしゃると思いますので、そういう方のために、この奨学金事業を引き続き継続したいと思っております。

ただ、もし国のほうで給付型奨学金の措置がされれば、本県の奨学金も今までどおりでいいのかということもございます。今回、こういう訴訟という手段をとっておりますけれども、当然お返しいただくものでございますので、例えば、今、返還期間を20年としておりますけれども、これは全国で最も長い期間でございます。これを短縮するとか、あるいは、今、47都道府県のうちの38の都道府県で成績基準を設けてございます。したがって、本県でもこういった成績基準を要件にしてお貸しするといったことで、給付型奨学金と並んで、少し本県の奨学金についても、今後のあり方について見直していきたいと思っております。

松崎委員

新しい動きがあるわけですし、新しい時代に応じた奨学金の制度を作らないといけないと思っておりますので、是非、訴訟に対する対応や新たな制度の構築をしていただいて、本当に学びたい皆さんが勉学に打ち込める条件をフォローできたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。

竹内委員

今、奨学金制度の話が出たのですが、借りたものは返さなければならないというのは当然のことであって、こういうことが起こること自体が非常におかしい。この件を今日まで放棄したことについては、やっぱり教育委員会にも反省してもらわないといけないと思えます。この4人については、分割でも払うということを出しているのですから、まだ良心的なのかなと。それ以外の人たちについては、まだまだ困難な部分もあると思えますが、法の下でのいろんな平等の中で、借りたものは返さなくてもいいといった変な理屈が通るのは、教育の世界で一番悪いことですので、これだけは絶対に許さないようお願い申し上げたい。いろいろ松崎委員のほうからお話がありました新しい制度というものについても、奨学金が生徒のために大いに役立つような制度にしていただきたい。無償制度はばらまきだということで、今日まで批判も出ておりますし、私もいまだにばらまき制度はおかしいと思っておりますので、また自民党の中でも検討してまいりたいと思っております。今後、毅然とした態度を守ってほしいし、和解で後退することのないように、是非、お願いを申し上げたいと思えます。

もう一点、教科書の採択について、高校の教科書の採択の作業はもう済んだと思うのですが、いかがですか。

前田学校政策課長

高等学校の採択につきましては、8月に終了しております。

竹内委員

これについては言っていなかったのですが、スポーツの大会の実績報告が出るぐらいだったら、一番大切な教科書の問題について、採択したものを議会に報告しないのはどういうことですか。

前田学校政策課長

高等学校の採択につきましては、8月に終わっておりますけれども、これまで議会に報告をした事案はないと思っておりますので、今回、特にお示ししていないところでございます。

竹内委員

これはけしからん話です。教科書というのは、これから生徒をどうするかという一番大切な問題です。どこの教科書にしたという一番大切なものを議会に報告しないというのは、今までしなかったからしないって、今までしなかった方がおかしいではありませんか。

佐野教育長

課長が答えましたとおり、これまでもそういう経緯はございません。そういう御要望も頂いたことはないと記憶しておりますけれども、そういう御要望があったということで、今後、検討してまいりたいと考えております。

竹内委員

要望がないからといって、こんな大切なことを議会に報告しなくてもいいのですか。こういう姿勢が、今までの教育委員会の姿勢ではありませんか。議会を軽視しています。こちらが言ったことを聞いた振りをして、何でもかんでも隠してしまう。各学校でそういう体質があります。これは高校も中学校も小学校も同じです。そのトップの教育委員会がそういう考え方だから、言われなかったら何でもじっと置いておく。これはおかしいですよ。

佐野教育長

今、竹内委員のほうから話がありましたけれども、私どもとしてはルールにのっとりまして、これまで教科書検定を受けたものについて採択する方向でやっております。どこの学校でどういうふうな教科書を使っているということについて、その学校でも保護者のほうにはお示しをしておりますし、どういった教科書を使っているかいないかということについては、秘匿するようなものではないと考えております。

竹内委員

是非、これは出していただきたい。付託委員会までに。

中山委員長

小休します。（13時27分）

中山委員長

再開します。（13時27分）

前田学校政策課長

付託委員会の際、採択した教科書一覧をお示ししたいと思います。

竹内委員

よろしく願いをいたします。

先ほど、非常に素晴らしく活躍されている中学、高校生の入賞者のお名前を頂きました。大変心強い限りではありますが、東京オリンピック、パラリンピックも2020年開催ということで、非常に大きな夢を青少年とともに我々にも与えていただいたなど、7年間長生きしなければならないといった思いをいたしたところでございます。今、名前が出ている人たちは、まさに7年後のホープであり、選手になる可能性が高いわけではありますが、先ほどからスポーツに対する体罰、いじめとか、藤田豊委員のほうからもお話がありましたけれども、私は、今、一番不評を買っている柔道連盟の徳島県の会長をしております。柔道連盟の一連の出来事の中には遺憾に思うことがたくさんございまして、徳島県の柔道連盟として、言いたいことは柔道連盟に申し上げております。我々の時代と今の若い時代とでは違って当然なのかもしれませんが、ただ、スポーツというものを考えたとき、体罰と一方的に決めつけたら指導できなくなる。きちっとした指導ができない体育競技というのは、もう全くの遊び、娯楽です。やっぱり心技体というものを極めるためには、真剣にしなければならない。また、師匠、コーチ、監督、生徒、選手との一体感の中で、チームワークも強くなっていく。粘り強さや素直さから培ってくるチームワークというものは、日本が世界一だと思っております。それを引き出せない指導者や監督では、オリンピックの金メダルや銀メダルは夢で消えてしまう。

そこで、今、マスコミ等々で体罰についていろんな意見やバッシングがありますけれども、本来、真心込めた指導といったものがなかったらスポーツは絶対に強くないし、心技体というものが向上することはないと思います。ただ、その国に行って、騒いで遊ぶだけでは娯楽、趣味の世界でしかない。それではいけない。また、一方的に体罰が悪いという形で進んでいきますと、7年後のオリンピックは非常に寒い。そんな気がしております。

自分は体罰と感じたことは全くなくてやってきた男でありまして、今、ちょっと体罰について騒ぎすぎではないかと。本来の指導者たる面はどういうものが必要なのか。やっぱり情熱、相手の気持ちを思いやる心、そしてどうしても強くなってほしいという指導者、

コーチこそ、人間性が溢れる人だろうと思います。また、そういう人たちを作っていかなければならない。ただ黙って子供たちが好き放題にしてるのを見て、時間がきたら終わりという部活であってはならないと思います。難しいとは思いますがけれども、感想があれば教育長にお伺いをしたいと思います。

佐野教育長

今、竹内委員のほうから、厳しい指導もなければ強くならないのではないかと。まさにそのとおりでありまして、例えば、委員御専門の柔道であれば、初心者と上級者が乱取りをするのはもってのほかと思います。同等の力の者が技を競い合い、その上で成長していくのは当然のことをごさいます、文部科学省の中のスポーツのガイドラインの中にも、個別にその科学的なトレーニングを取り入れながら、それぞれの中で負荷をかけていく指導はオーケーであるということもあります。今、体罰は注目されておりますけれども、これまでも体罰なしに厳しい指導の中でオリンピック選手やアスリートを育てた指導者は幾らでもいると考えております。

そういう方たちの手法、そして、今、問題になっているのは、指導者として未熟で、自分の思いが伝わらないということで、腹立ちまぎれの暴言や暴力につながったのではないかと認識しておりますので、指導者自身の精神的な、あるいは社会的な成長を目指すとともに、体罰によらない科学的なトレーニングの中でもアスリートを育てるといった厳しい指導、あるいは体力の極限までいくというのは当然必要だろうと思います。これから新しい鳴門渦潮高校にも、そういう科学的なトレーニングはありますけれども、それと同時に、鳴門教育大学とスポーツの協定を結んでおりますので、新しい形の指導方法と、これまでのいい指導方法を組み合わせながら、将来に希望を持てるようなアスリートも育てていきたいと考えておます。

竹内委員

今、教育長が言われたことが本筋だろうと思います。スポーツというのは、自分の体力の極限に向かって頑張ることによって、より鍛えられ、心身ともに強くなっていく。そして、チームワークといますか、そういった一番大切なものが育てられると思います。

だから、各企業がスポーツ選手を非常に強く求めているということも、そういうものがあるからこそ求めているのだろうと思いますので、ぜひ、今の教育長の御答弁そのもののように、感情的にならずに指導ができる、そして体力の極限まで引っ張っていくと。その精神の中で頑張っていたきたいなあと思います。それと関連してですが、先ほど、特色選抜の話も出たのですが、この特色選抜の来年の要項というのは、もう決まっていますか。

前田学校政策課長

来年度の選抜要項については、既に決定しております。

竹内委員

我々にも頂けるのですか。

前田学校政策課長

御自宅に郵送する段取りとなっております。

竹内委員

ありがとうございました。じっくり勉強させてもらいます。

中山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時37分）